ネクストエンジン利用規約 第3編 新旧対照表

章	条	項	旧	新	備考
第2章	第7条	1.	紹介業務の報酬は、契約者が紹介した顧客が、当社とメイン機能に関する個別契約を締結し、メイン機能の利用料を支払う毎に発生します。ただし、契約者の紹介による顧客であることを当社指定の方法で通知されない場合、又は契約者の紹介による顧客であることを契約者が証明できない場合には、紹介業務の報酬は発生しません。	紹介業務の報酬は、契約者が紹介した顧客が、当社とメイン機能に関する個別契約を締結した後、1回目の契約更新をした際に発生します。ただし、契約者の紹介による顧客であることを当社指定の方法で通知されない場合、又は契約者の紹介による顧客であることを契約者が証明できない場合には、紹介業務の報酬は発生しません。	（変更） 報酬の支払条件変更に伴い、条文の変更
第2章	第7条	2.	紹介業務の報酬の金額及び発生期間については、「パートナー制度（ https://next-engine.net/partner/ ）」に定める通りです。ただし、定めた紹介業務の報酬の発生期間の満了を待たずして、当社と当該顧客のメイン機能に関する個別契約が終了したときは、以後の紹介業務の報酬は発生しないものとします。	紹介業務の報酬の金額については、「パートナー制度（ https://next-engine.net/partner/ ）」に定める通りです。	（削除） 報酬の支払条件変更に伴い、削除
第2章	第7条	3.	当社は、契約者に対し、顧客から当社にメイン機能利用料の支払があった月の翌月末日限り、紹介業務の報酬を契約者が指定する金融機関の口座に振り込んで支払います。ただし、振込手数料は当社の負担とします。	当社は、契約者に対し、第1項の1回目の契約更新がなされた月の末日限り、紹介業務の報酬を支払い時点において当社に届出がされている契約者のメールアドレス宛に、Amazonギフトカードなどのデジタルギフトを入手するためのギフトコードを通知する方法により支払います。	（変更） 報酬の支払方法変更に伴い、条文の変更
第2章	第7条	4.	当社は、前項に先立ち、契約者に対して、当社所定の方法で、顧客によるメイン機能利用料が発生した月(以下、「メイン機能利用料発生月」といいます。)の翌月5営業日締めで、当該メイン機能利用料発生月分の紹介業務の報酬として予定される額を通知します。 ただし、前1項記載の通り、紹介業務の報酬は、メイン機能利用料が現実に支払われたときに発生するものとします。	-	（削除） 報酬の支払条件変更に伴い、削除
第2章	第7条	5.	顧客がメイン機能の利用料の支払いを遅滞したときは、その後顧客による支払があった場合でも、当該利用料が支払われるべきであった月の顧客の利用料については、紹介業務の報酬は発生しません。	-	（削除） 報酬の支払条件変更に伴い、削除
第2章	第7条	~~6~~ 4.	当社は、顧客が自身の代理店について紹介行為を行った契約者から第三者に変更することを希望した場合でも、紹介業務の報酬については、紹介行為を行った契約者に支払うものとします。		（変更） 項番の修正